

様式Ⅲ2(1)② A 補助金適正化法が適用される場合

補助金等の交付等に関する事項(公益法人向け補助金等全般に対する措置)  
(補助金等に係る事業概要等)

1. 公益法人の名称	社団法人デジタルラジオ推進協会	
2. 補助金等の名称	電波遮へい対策事業費補助金	
3. 補助金等に係る事業概要、主な使途		
	概要	地下街等において、放送の再送信装置の整備を行う公益法人に対して、国がその設置費用の一部を補助する。
	主な使途	放送の再送信施設(アンテナ、再送信装置、漏洩ケーブル、超小型送信装置)の費用の1/2を補助する。
4. 補助金等適正化法適用の有無	有	
	当該法人を選定した理由	<p>社団法人デジタルラジオ推進協会は、地上系によるデジタル方式の超短波放送(地上デジタル音声放送)の実用化試験放送を実施し、新たな放送サービスの開発と、放送の需要動向等に関する調査研究を行うことにより地上デジタル音声放送の普及・発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として平成13年10月に設立された。</p> <p>近年、中越地震、中越沖地震などの災害時には、ラジオは非常時の広報手段として大きな役割を果たした。</p> <p>当協会は、既に地上デジタル音声放送の実用化試験放送を実施しており、同様な無線技術を使用した「ワンセグ」放送も含め、新たな放送サービス等の開発・調査研究を行っているため、当該事業の実施に適した法人である。</p>